### 広報くにみ

# お知らせ版

令和4年

# 1月25日号

編集・発行 国見町総務課

# お知らせ

### 令和3年産米の米価下落に伴う町独自支援策について

和 3 年産の米価下落を受け、生産者の営農継続を支援するため、町独自で補助金を交付します。

#### ■交付対象者

令和3年度農業者別米の生産数量(面積)の目安の配分を通知された農業者

#### ■交付対象米

出荷米(※飼料用米、稲ホールクロップサイレージ、酒米、保有米は対象外)

#### ■交付金額

出荷米1袋/30kg あたり一律300円

- ※1俵60kgあたり600円
- ※ 10a あたり 8.5 俵換算で 5,100 円

#### ■申請方法(JA ふくしま未来出荷者以外)

出荷販売したことが分かる証明を持参し、産業振興課の窓口で手続き

□ 産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

### お知 らせ

### 1月26日は「文化財防火デー」です!

日子 和 24 年 1 月 26 日、法隆寺 ( 奈良県斑鳩町 ) の金堂から出火し、飛鳥時代を代表する貴重な壁画が焼損してしまいました。このことをきっかけに昭和 25 年に文化財保護法が制定され、昭和 30 年に「文化財防火デー」が定められました。以来、この日を中心に全国各地で文化財防火運動が展開されています。

フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県那覇市の首里城など、火災による文化財の焼失が残念ながら後を絶ちません。町の宝である文化財を 100 年、200 年先の未来に伝えていくためにも、町民のみなさまには、文化財保護へのご協力をお願いします。

【福島県教育委員会・国見町教育委員会】

□企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967

#### 【文化財防火デーによる消防訓練の実施】

見町消防団におきましても地区ごとに放水訓練などを実施しますので、お知らせします。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、変更・中止となる場合があります。

#### ■実施日

1月30日回

#### ■場 所

小坂地区:貴船神社(午後1時~)

藤田地区:旧佐藤家住宅(午後1時30分~)

森江野地区:八幡神社(午後2時~)

大枝地区:西松 寺(午後2時30分~)

大木戸地区:東大窪八幡神社(午後3時~)



■住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

### お知 町税がスマートフォンで納付できます 「いつでも」・「どこでも」スマホで決済!!

▲ 和3年4月1日より、スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷 ▶ されているバーコードを読み取ることで、町税を納付することができます。

#### ■納付できる町税

- · 町県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- · 軽自動車税 (種別割)
- 国民健康保険税

#### ■利用できるスマートフォン決済アプリ

- 「PayPay」「FamiPay」
- ・「LINEPay」 ・「楽天銀行コンビニ支払いサービス」
- 「PayB」
- ◎ 24 時間、出かけることなく納付ができます。



※利用方法や注意点など、 詳しくは OR コードからご 確認ください。

問税務課収納係 ☎ 585-2780

## 『無許可』の回収業者を利用しないでください!

▼ 家庭の廃棄物を回収するには、町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の 🥌 許可」や「古物商の許可」では回収できません。

無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例が全国で報告されていますので、 廃棄物の正しい処分をお願いします。

間住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

### 粗大ごみ収集日と ごみの出し方

#### 町による粗大ごみ収集日

2月2日永 16日永

业□大ごみを出すときは、収集日の前日(平日 品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡し てください。受付の無いものは収集いたしません。

#### ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単 に汚れが落ちたものだけを入れてください。 汚れがあるものは「もやせるごみ」として出 してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等を かけるなどして、カラス等がいたずらしない よう注意してください。

圊住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

## 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律) に反して決められた場所以外に、廃 棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律 第 25 条第 1 項第 14 号」に違反することになり、 【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】 に処され、またはこれを併科されます。「知らな かった」としても法律に反していれば逮捕され ることもあります。



不法投棄はダメ!ゼッタイ!

間住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

# お知らせ

### 」アラート全国一斉情報伝達試験

- ■訓練日時 2月16日函 午前11時ごろ
- ■訓練内容 自宅に設置されている防災行政無線(デジタル同報系)戸別受信機及び各地区中央集会施設 などに設置されている屋外拡声子局に次の放送が流れます。

上りチャイム音♪「これは、Jアラートのテストです」×3「こちらは、ぼうさいくにみこうほうです」下りチャイム音♪

※戸別受信機から放送が聞こえなかった場合は、住民防災課まで連絡ください。

圆住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

# お知らせ

### マイナポイントの手続きを支援します

マイナポイント第2弾(令和4年1月から実施)について、第1弾(令和2年9月~令和3年12月実施)に引き続き、町職員による手続き支援を行っています。

※予約は不要ですが、混雑状況によってはお待たせする場合があります。

#### ■支援窓□

場 所:国見町役場2階 企画調整課

時間:午前8時30分から午後5時15分(土日祝日を除く)

必要なもの:マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード、マイナポイントを申し込むキャッシュレス決済サービスのカードやアプリ等

#### ■マイナポイント第2弾について

	対象となる方	ポイントのもらい方	もらえるポイント
1	マイナンバーカードを取得した方で、 マイナポイント第 1 弾に申し込んで いない方	マイナポイントの申し込みを行い、 キャッシュレス決済サービスを利用 する (チャージ又はお買い物)	最大 5,000 円相当 (利用金額の 25%)
2	マイナンバーカードを健康保険証と して利用登を行った方 ※すでに登録を行った方も対象	※国で検討中(実施時期未定)	7,500 円相当(予定)
3	公金受取口座の登録を行った方 ※登録方法は国で検討中	※国で検討中(実施時期未定)	7,500 円相当(予定)

- ・令和4年1月時点では①のみ実施中です。
- ・マイナポイント第1弾に申し込んだ方で、上限(5,000円相当)までポイントが付与されていない方は、令和4年1月以降の利用(チャージ又はお買い物)もポイント付与の対象となります。
  - ■・マイナンバー総合フリーダイヤル(マイナポイント全般について) ☎ 0120-95-0178※音声案内に従い「5番」を選択してください。
    - ・企画調整課総合政策係(町のマイナポイント手続き支援について) ☎ 585-2217

### お知らせ

### **−部損壊住宅修理支援事業の申請受付期限が延長されました**

和3年福島県沖地震により、準半壊に至らない(一部損壊)被害を受けた世帯が、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理した場合(20万円以上)、費用の一部を支給する(定額10万円)一部損壊住宅修理支援事業について、申請受付期限が延長されました。

■申請受付期限 令和 4 年 3 月 10 日困

■建設課管理係 ☎ 585-2972

### お知 らせ

### ガラスバッジ (放射線積算線量計) 測定結果の集計

和3年8月1日から10月31日まで実施したガラスバッジの測定結果について、町全体の集計をまとめ、 専門家で構成される福島県「放射線と健康」アドバイザリーグループへ測定結果と被ばくを避ける方法 について助言を依頼し、次のコメントをいただきましたので報告します。

■配布・回収 測定希望者 121 名に配布し、120 名回収した結果の集計になります。【回収率 99.2%】 紛失した方(1名)の結果は含まれません。

#### ■測定結果・割合

最低値は未検出、最高値は 0.1mSv。

※ mSv= ミリシーベルト

数值	人 数	割合
X(未検出)	115名	95.8%
0.1mSv	5名	4.2%

#### 【結果数値の見方について】

- ・個人追加被ばく線量の表示が「X(エックス)」の場合、 検出限界未満であることを示します。
- ・個人追加被ばく線量の数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものです。
- (例)0.05mSv 以上 0.15mSv 未満⇒ 0.1mSv と表示
- ・自然放射線は除いた外部被ばく線量を示す数値です。

#### アドバイザリーグループからのコメント

#### 1. 測定結果について

今回の測定は、現状における約3か月間の積算線量を把握するためのものでしたが、<u>健康への影響が心</u>配されるレベルの線量の方はいませんでした。

#### 2. 日常生活のうえで被ばくを避ける具体的な方法について

日常生活で外部被ばくを避けるには、放射性物質から離れること、空間線量率が高い場所にいる時間を 短くすることが効果的です。現状の線量は健康への影響を考慮しなければならないレベルよりも十分に低 いですが、さらに線量を下げることを希望される場合、日常生活で長時間生活する場所(自宅など)の線 量を細かく計測してみてもよいかもしれません。

また、内部被ばくを避ける方法については、福島県では食品中の放射性セシウムについて現在も放射性 物質検査を実施しており、基準値を超えるものは市場に出回ることはありません。

ただし、自分で作った野菜や採取した野生のきのこ類、山菜などで線量が気になる場合は、お住まいの 市町村に相談のうえ測定してみてはいかがでしょうか。

間ほけん課保健係 ☎ 585-2783